

## 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、国は、総合的かつ計画的に教育施策を推進するための計画を策定することが義務付けられ、地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならないとされました。

この教育基本法等の改正を踏まえた教育制度の大きな変革が順次進められ、平成 20 年 7 月には、国において教育に関する総合的な計画として第 1 期計画となる「教育振興基本計画」が策定され、第 3 期計画が平成 30 年 6 月に閣議決定されました。

また、平成 27 年 4 月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会制度の改革が行われるとともに、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた大綱を策定することが規定されました。

学校教育の分野では、平成 27 年 3 月の学校教育法施行規則の改正により平成 29 年 3 月に学習指導要領が改訂され、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や思考力を高めるためのプログラミング教育\*の推進、「特別の教科 道徳」の導入などが示されています。

生涯学習の分野では、改正教育基本法に生涯学習の理念が示されたほか、「家庭教育」や「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に関する項目が新設され、社会教育法、図書館法及び博物館法が改正されました。

福生市教育委員会では、これらの動向を背景に、平成 22 年 3 月に「福生市教育振興基本計画」を策定し、平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間（前期 5 年・後期 5 年）の教育目標と基本方針を定めるとともに、令和元年度までの取り組むべき施策を掲げ、また、毎年度、施策に基づいた具体的な取組や事業を掲載した「福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）」を策定して、計画的に事業の実施を図ってきました。

さらに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、外部の有識者から評価をいただき、P D C A サイクルによる事務の見直しを行い、充実に努めて取り組んできました。

この計画期間中、平成 25 年 7 月には「ふっさっ子未来会議」を設置し、学校と関係

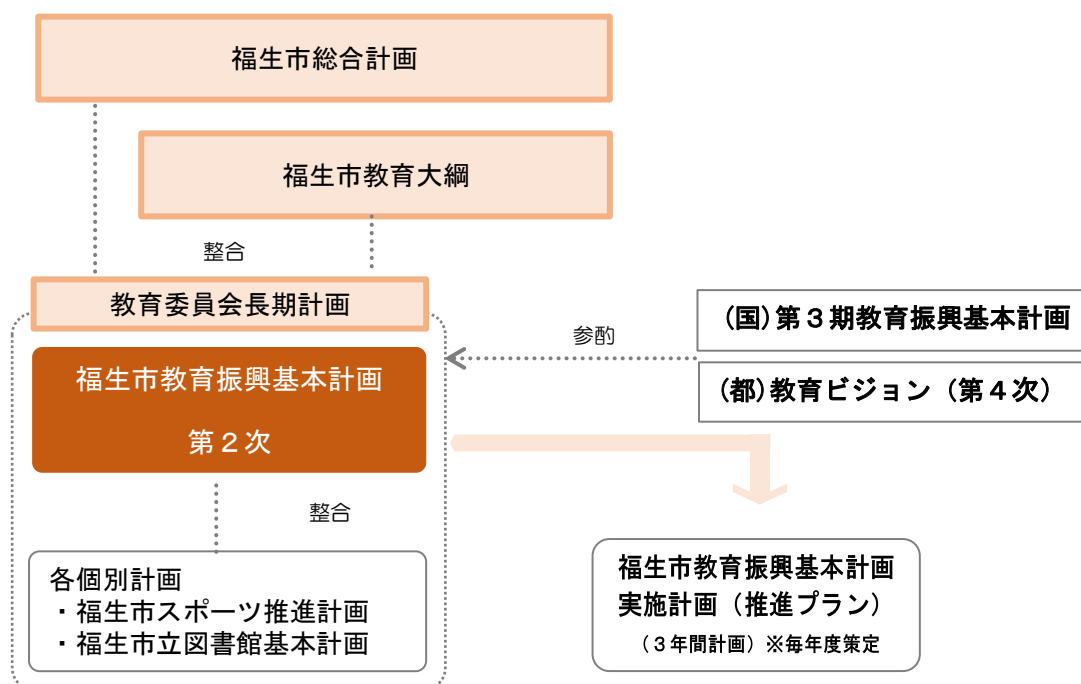
機関が連携して魅力ある教育施策を実現するための協議を行い、6つの未来提言を取りまとめました。さらに、令和元年度より「第2次ふっさっ子未来会議」を立ち上げており、本計画においても、その議題等の内容を踏まえています。

平成27年度から令和元年度までの後期5年間での取組を検証するとともに、社会状況の変化や新たな教育課題に対応するため、福生市教育委員会が掲げる教育目標と基本方針に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たな計画「福生市教育振興基本計画 第2次」として策定します。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものです。
- 福生市を取り巻く社会状況の変化を反映するとともに、国の「第3期教育振興基本計画」及び「東京都教育ビジョン（第4次）」を踏まえて策定しており、今後の福生市における教育全体の向上、活性化を目指すものです。
- 市政運営の指針「福生市総合計画」を上位計画として、その教育に関する分野別計画として位置付けられています。さらに、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3に規定された「教育大綱」と整合を図るものです。また、本計画では、これまでの「福生市教育振興基本計画」と「福生市生涯学習推進計画」の一体化を図るとともに、福生市スポーツ推進計画、福生市立図書館基本計画等との整合を図りつつ、福生市教育委員会の権限に属する事務についての方針を示します。

【計画の位置付け】



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度を目標年度とする10年間とし、令和2年度から令和6年度までを前期計画、令和7年度から令和11年度までを後期計画とします。

### 4 計画の進行管理

本計画に基づき3年を計画期間とする福生市教育振興基本計画実施計画（推進プラン）を毎年度策定して、主要事業の設定を行い、その翌年度には、実施済みの施策事業に対する外部評価者による点検・評価を行うことで、PDCAサイクルを構成します。

